

せいそう 労働者速報

2011年5月25日

NO. 1005

東京清掃労働組合
中央執行委員会
教育宣伝部

2011年度夏季一時金要求(第1回)団体交渉

東日本大震災の復興支援に全力を挙げる職員が、安心して力を発揮できる職場づくりや労働条件の確立を求める！



非常時における住民要望に行政側はいかに的確に答えるか、公務公共サービスのあり方を訴えた

5月25日(水)、午後6時半から区政会館で2011年度夏季手当要求(第1回)団体交渉がもたれました。

3月11日に発生した東日本大震災の影響で民間企業の春闘要求に対する回答日が分散するなど、今春闘情勢は例年と全く異なる展開となりましたが、大半の企業で定昇が維持され、一時金も満額回答をする企業が目立っています。

今、公務職場では被災地の復興に向けて公務員労働者が献身的な奮闘を続けています。

清掃の支援派遣でも、第一次から第三次にわたって延べ47台の車両と163名の職員が清掃復興支援に携わりました。それは、被災地に直接赴いた職員と職場で通常の業務に携わる職員が一体となって取り組まれたものです。

この日の団体交渉では、住民のライフラインを守る公務労働者として、引き続き被災地の復旧・復興に全力を挙げる決意を表明すると同時に、震災復興に向けた経済の活性化のためにも、我われの要求に対し、誠意ある回答を示すよう強く求めました。

2011年度夏季手当（第1回）団体交渉議事録

1. 日 時 2011年5月25日（木）18時37分から18時53分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、大山副区長会役員（千代田区）、小祝副区長会役員（文京区）、古川副区長会役員（渋谷区）、松沼副区長会役員（杉並区）、柏崎副区長会役員（葛飾区）鎌形副管理者（特人厚）

オブザーバー：高木人事企画部長（特人厚）、伊藤勤労課長（特人厚）、加藤副参事（特人厚）

清掃労組：瀬瀬副委員長、吉田副委員長、染書記長、桐田書記次長、山崎組織部長、松本共闘部長、野崎賃金部長、森田現業部長、斉藤賃金部副部長、張替教宣副部長

4. 議事録

〈清掃労組〉

それでは、私の方から申し上げさせていただきます。

（要求書読み上げ・手交）

今春闘は、東日本大震災の復興を優先し、回答を延期する企業が相次ぐ一方で、復興の対応に専念するために早期決着した労使もあるなど、例年に比べ回答日が分散する異例の展開となりました。

大半の企業で要求どおり定昇が維持され、焦点だった一時金でも満額回答がされるなど、前年実績を上回った企業が目立っています。

その背景には、復興支援に向けた士気を高めるという経営側の配慮もあったようです。

いま公務員労働者は、大震災からの復旧・復興はもとより、国民のための公共サービスの確保に向けて、厳しい労働環境の中で身を粉にして一生懸命職務を遂行しています。

特別区においても、多くの職員が被災地に入り、復興支援に向けて連日奮闘を続けています。清掃事業については、第1次から第3次派遣までの三週間で、延べ47台の車両と163名の職員が仙台市の浸水被害にあった家財道具や生活ごみ等の災害廃棄物を収集し、清掃工場や仮設ごみ置場へ搬入する作業に従事しました。

震災から日数が経過し、瓦礫や乾いた汚泥、積み上げられたごみから舞い上がる粉塵が



瀬瀬副委員長から要求書を提出

大きな問題になっています。劣悪な労働環境のもとで作業にあたった職員は、ゴーグルと高機能マスクを着用し、馴れない土地で作業にあたりました。

大規模災害の惨状を目の当たりにしたことにより、肉体的な疲労はもとより精神的なストレスも懸念されるものです。

それでも職員は、作業をしながら被災者の方に「大変ですね。頑張ってください」と声をかけ、被災者の方からは「わざわざ東京から来てくれたの。ありがとう」とお礼を言われたことなど、被災地の方との直接のふれあいがあったことなども報告されています。

第一次の際には、仙台市側が想定した三日分の地域のごみ量を一日で処理するなど、その奮闘ぶりは特筆に値したと報告を受けています。復旧・復興に向けた職員の強い熱意があったことは言うまでもありませんが、公務・公共労働として組織的な指揮系統のもと、効率的に作業が進めることの出来る強さを遺憾なく発揮できた証左だと思います。

いずれにしても、今回の大震災は、非常時における住民の要望に行政側はいかに的確に応えることが出来るのか、改めて住民のライフラインを守る公務・公共サービスのあり方を問い直す契機となりました。

私どもは、引き続き被災地の復旧・復興に向けて最大限の努力を傾注する決意であると同時に、これから迎える真夏の酷暑・猛暑の過酷な作業環境においても、23区清掃



被災地で作業に従事した組合員と職場を守る組合員が一体となって復旧支援にあたった

事業の安定的な運営と、区民が安心して住み続けることの出来る衛生的な住環境を維持するために、職務にまい進する決意であります。

最後に、公務員制度改革を巡る、今後の労使交渉のあり方についてであります。

私どもは、3月10日の第一回団体交渉で、広域的な処理が必要とされる大都市・東京の清掃事業は、23区間や一組の連携・調整が不可欠であり、基本的な事業形態が同じである特別区において、そこで働く職員の労働条件に差異があることは認められるものではないことを表明し、引き続き統一交渉の枠組みの維持を求めました。

今回の東日本大震災の復興・復旧支援にあたって、23区間の連携・調整の下に、日程を含めた具体的な支援派遣計画が策定されました。

わが組合も、過去に阪神・淡路大震災や新潟・福井水害支援に取り組んだ経験を活かすよう、清掃主管課長会とも意見交換を重ね、最大限の協力を図って参りました。

区民のライフラインである清掃事業を各区が責任をもって担い、23区や一組間での連携・調整を基本としながら進められていることの強さは、こういう非常時にこそ、その本

領を發揮できたのではないでしょうか。

今後の特別区の労使交渉のあり方について、私どもとの十分な協議を求めたことに対し、皆さん方からは、「高齢期の雇用問題及び自律的労使関係制度の措置に伴う統一交渉のあり方につきましては、労使双方に影響する重要課題」という認識が示され、「副区長会役員を構成員とする検討組織を新たに立ち上げた」ことが明らかにされました。

その後の検討状況について、伺いたいと思います。

いずれにしましても、一生懸命に職務を遂行する職員の努力が報われ、職務に対する意欲を維持・高揚させるためにも、2011年度夏季一時金等に関する要求に誠意ある回答をいただきたいと思います。

私からは以上です。

〈当局〉

特別区長会は、このたびの東日本大震災の発生を受け、3月17日に、区民とともに、関係機関と協力しながら、連携して被災地を全力で支える旨の声明を発表いたしました。

職員の皆さんにおかれましては、これまでの間、公務内外を問わず、被災地の復旧・復興支援にご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。今後とも引き続きご協力をお願いいたします。

ただいま、皆さんから「2011年度の夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。皆さんからの要求については、直ちに各特別区長に報告するとともに、要求の内容について、事務局に検討に入らせたいと思います。

さて、5月の月例経済報告では、「景気は、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と述べ、6か月ぶりに下方修正した4月の基調判断を据え置いております。

先行きについては、「当面は東日本大震災の影響から弱い動きが続くと見込まれる。」とともに、電力供給の制約等の「景気が下振れするリスクが存在」する。また、「デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」とし、先行き不安の解消は見通しがつかない状況です。

今春闘の結果を見ますと、新聞報道等によれば、妥結した企業についての賃上げ率については、昨年同様ほぼ定期昇給程度の水準となっておりますが、東日本大震災の影響により回答が延期となっている企業も見受けられます。

また、夏季一時金については、昨年に引き続き、前年の実績を上回る妥結結果がある一方で、前年実績を下回る企業が見られます。さらには、東日本大震災が今後の業績に与える影響も不透明であり、予断を許さない状況となっております。

民間賃金におけるこのような状況の中で、特別区は、職員一人ひとりの意欲を高め、能力を最大限に引き出すことにより、直面する諸課題を解決し、区民の区政に対する期待に応えていかなければなりません。

私どもといたしましては、職員の能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度のより一層の整備を図っていく必要があると考えております。

夏季一時金に関する皆さんからの要求につきましては、特別区を取り巻く厳しい情勢をはじめ、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮のうえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、労働基本権の拡大に伴う統一交渉のあり方と定年延長に伴う人事・給与制度のあり方を検討するために設置した「特別区公務員制度改革検討会」につきましては、これまで2回の検討会を開催いたしました。検討会では、現状分析からスタートし、引き続き精力的な検討を行っているところであります。

〈清掃労組〉

夏季一時金等に関する要求についての現時点における皆さん方の状況認識を伺いました。賃金の抑制・引き下げは、更なる経済の停滞を招くだけです。賃下げのスパイラルを断ち切り、すべての労働者の賃金引上げと内需拡大が求められています。

震災復興に向けて、消費マインドを刺激して経済を活性化させるためにも、次回の交渉では、わが組合の要求を受けとめた回答を示していただけるよう改めて申し入れます。

〈当局〉

夏季一時金等に関する皆さんからの要求につきましては、検討の上、後日回答いたします。

以上



2011年5月25日

特別区長会長

西川 太一郎 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾



2011年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃の特別区政の発展と職員の生活・労働条件改善、並びに23区清掃事業の確立のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原発、風評被害など、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。

わが組合は震災発生後直ちに「震災支援対策本部」を設置し、地域住民の命と生活を守る公務・公共サービス労働者としての自覚のもと、組織を挙げて全力で支援を行うため、災害特別カンパや自治労を通じてのボランティア派遣、行政側との協力のもとで、被災地の清掃業務復興支援などを取り組んでまいりました。

復興支援に直接携わる職員と同時に、職場で通常の職務に従事する職員も大きな負担と努力が求められます。未曾有の被害をもたらした今回の震災に際し、被災地の復興に向けて、住民生活の一番身近な清掃事業に携わる自治体労働者として、公務・公共サービス労働の尊厳を胸に毎日の職務に精励しているのです。住民生活のライフラインの維持という職務の性質上、災害時こそ自治体職員の本領を発揮する時であります。被害の甚大さを考慮すると、これから長期にわたる復興支援活動が予想されます。

わが組合は、東日本大震災の復興支援に全力を挙げる職員が、安心して力を発揮できる職場づくりや労働条件の確立を強く求めるものです。本年3月10日に貴職に対し「2011年度 賃金・労働条件等に関する要求書」を提出しましたが、2011年春闘における民間の賃金・一時金相場が確定しつつあることを踏まえ、2011年夏季一時金要求をはじめ、現時点において具体的な回答と対応が必要な事項について、要求書を提出いたします。

貴職におかれましても、私どもの要求を十分に理解いただき、特別区人事委員会に意見・要望を申し出ることなどが必要であると考えます。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で毎日の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し下記のとおり要求いたします。

労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

記

1 2011年度夏季一時金について

- (1) 夏季一時金の支給月数は、2.5月以上とすること。
- (2) 一時金の「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく一時金を支給すること。
- (3) 勤勉手当は廃止し、期末手当に統一すること。
- (4) 再任用職員についても定年前職員と同様に扱うこと。

2 現業系人事制度について

現業系人事制度の改善要求について、皆さん方からは昨年の賃金確定交渉時に「各特別区における運用状況を踏まえ、必要に応じて適切な検討を行ってまいりたいと考えております」と回答された。このことを踏まえ、早期に具体的な改善案を示し、わが組合との協議を求める。

区民との直接のふれあいで、地域に密着した公務・公共サービスを提供している清掃事業の実態を踏まえ、長年の知識や経験を活かして職場をまとめ、業務を円滑に進める職員の努力が報われる制度に改善を図ることを要求する。

3 業務職給料表の号給切り替えに係る課題について

業務職給料表の号給切替えに係る課題について、昨年の賃金確定交渉で皆さん方は「定年の延長も踏まえ、今後協議してまいりたい」と回答された。

清掃事業は年度を重ねるごとに多種多様化し、職務・職責は増大する一方で、保障額表から業務職給料表への切替え以降も、長期にわたって昇給が始まらない職員や現給保障に留まる職員が多くいる。職務に対する意欲の維持の観点からも、今後の十分な協議を求める。

4 「高齢期の雇用問題」について

高齢期の雇用問題については、職員の人生設計に関わる極めて重要な課題であり、皆さん方からは「人事・給与制度の総合的な検討に早急に着手する必要がある」という認識が示されている。

現行の特別区における制度を踏まえつつ、清掃職場の実態を踏まえた「定年延長」の検討も含めて、今後の十分な労使協議を求める。

5 回答について

この要求事項に関する回答は、本年6月16日までに行うこと。

以上

